

商標登録の概要

- 商品・役務（サービス）の名称等を特許庁に登録いたします。
- 名称（文字）のみ、ロゴ・マークのみ、名称 + マークなど、様々な形で登録できます。
- 商標を用いる商品・役務（サービス）を指定して登録いたします。
- 商標登録すると、商標権が得られ、指定した商品・役務（類似するものも含む）に対して、他人に登録商標（類似の商標も含む）を使われることを阻止できます。
- 商標権は、10年ごとに更新登録が可能です。

商標権取得までの流れ

- 1 **ご相談開始** まずはお電話等でご連絡ください。
- 2 **打合せ**
 - 商標の形態、指定商品・役務の内容を決め、費用についてご案内させていただきます。
 - 商標を表した印刷物（ラベル等）または電子データがあればご用意ください。
- 3 **出願書類の作成**
 - 登録されている商標がないか調査を行い、出願書類を作成いたします。
 - 出願書類、御見積書をお送りしますので、内容をご確認ください。
- 4 **商標登録出願** 手続完了後、出願書類の控えをお送りいたします。
 - 御請求書を発行しますので、費用（手数料および印紙代）をお振り込みください。

：

（6ヶ月～1年後）
- 5 **特許庁からの拒絶理由通知への応答**
 - 特許庁から拒絶理由などの通知があった場合には、応答方針を検討いたします。
 - 応答書類（手続補正書、意見書）、御見積書を送付いたしますので、内容をご確認ください。
 - 手続完了後、応答書類の控えをお送りいたします。
 - 御請求書を発行しますので、費用（手数料および印紙代）をお振り込みください。
- 6 **登録査定**

特許庁から登録査定が通知されただけでは商標権は発生いたしません。登録料の納付が必要となります。登録料の金額、納付期限についてご案内させていただきます。
- 7 **登録料の納付**
 - 登録料納付後、控えをお送りいたします。
 - 御請求書を発行しますので、費用（手数料および印紙代）をお振り込みください。
- 8 **登録証の送付**
 - 特許庁から発行される登録証をお送りいたします。

